

入 会 申 込 書

貴会の趣旨に賛同し入会いたします。

会員の種類 (正会員 賛助会員) ※賛助会員とは、原則個人

いずれかを○で囲んでください。

令和 年 月 日

住 所

ふ り が な

法 人 名

代表者役職

ふ り が な

代表者名

⑩

公益社団法人八戸法人会 御中

入会申込者の概要 (お手数ですが、ご記入をお願いします。)

- 1 業種 (具体的事業内容)
- 2 資本金又は出資金
- 3 従業員数 人 4 会社設立年月 年 月 日
- 5 決算月 月 6 経理担当者名
- 7 電話番号 Fax 番号
- 8 メールアドレス
- 9 個人情報公開 同意します 同意しません
- 10 紹介者

※別紙「会費規程」参照

年会費	☐ 12,000	☐ 7,200	☐ 2,000
-----	---------------------------------	--------------------------------	--------------------------------

(注) この入会申込書に記入されている情報は、当会の業務にのみ使用いたします。
また、会員企業に係る「個人情報」を研修会・諸会議開催通知、各種連絡情報提供、並びに福利厚生制度等のご案内等など、本会の事業活動のために使用するほか、会員名簿に掲載して公開・配付する場合があります。(R8 年.7 月)

公益社団法人八戸法人会 会費規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人八戸法人会の定款第8条の規定に基づき、会費に関し必要な事項を定めるものとする。

(会費の種類・金額)

第2条 会員は、毎事業年度会費を納入しなければならない。会費は、年額を原則1回払いで納入することとし、年額会費は、会員種別に応じて下記各号のとおりとする。

(1) 正会員は、資本金額により次のとおりとする。

資 本 金	年 会 費
1,000 万円以上	12,000 円
1,000 万円未満	7,200 円

(2) 賛助会員は、年額2,000円とする。

(会費の使途)

第3条 前条の会費は、毎事業年度における合計額の20%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

(会費の滞納)

第4条 正当な理由がなく会費を2年分以上滞納したときは、退会させるものとする。

(会費の納入方法)

第5条 会員は、毎事業年度の会費を下記の各号のいずれかの方法により納付しなければならない。

(1) 振込納付

毎年6月に会員あて送付する振込依頼書により、金融機関からの振込により納付する。

(2) 持参

事務局に直接持参し納付する。

(中途入会の会費)

第6条 事業年度の中途に入会した会員の当該事業年度の会費年額は、原則入会の日属する月の翌月から年度末までの月割り算定額とする。ただし、1月から年度末に入会した会員の会費は免除する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行うものとする。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。